

道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県タクシー協会上小支部（以下「乙」という。）は、道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路等における損傷、土砂崩落、倒木等による危険箇所について、乙が業務運行中に知り得た情報を速やかに甲へ通報し、甲はその情報に基づいて応急措置を実施することにより、道路上での事故の未然防止及び市民が安全で安心して暮らせる生活環境の向上を図ることを目的とする。

（情報提供の内容）

第2条 乙が行う情報提供の内容は、次の事項とする。

- （1）陥没、穴ぼこ等の道路損傷
- （2）道路上への土砂崩落、土砂流出又は落石
- （3）道路上への倒木
- （4）その他危険があると思われるもの

（情報提供の方法）

第3条 乙が業務運行中に危険箇所を発見したときは、別紙様式により甲へ通報するものとする。

- 2 甲の連絡先は、都市建設部管理課（夜間休日にあつては、上田市役所当直）とする。ただし、前条第2号から第4号のいずれかに該当し、緊急かつ危険度が高い場合にあつては、上田地域広域連合消防本部（119番）へ通報を行うものとする。

（情報交換）

第4条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1通を保有する。

平成 22 年 11 月 18 日

甲 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
上 田 市
上記代表者 上田市長 母 袋 創 一 印

乙 長野県上田市
長野県タクシー協会 上小支部
上記代表者 支部長 中 島 健 彦 印